小売電気事業の登録申請における

「事業開始後三年間の事業計画」に係る留意事項

（2024年8月版）

|  |  |
| --- | --- |
|  | ＜事業計画の対象について＞   * 原則、**小売電気事業単体の事業計画書**をご提出ください。 * 審査の過程で、小売電気事業のみならず**全社としての事業計画書（PL及びCS）**の提出等を求める場合もありますので、ご留意ください。 |
|  | ＜事業計画の策定期間について＞   * 事業計画書の期間は**事業開始予定月から3年間（36ヶ月）**とし、**月次展開及び年次集計した損益計算書（PL）とキャッシュ・フロー計算書（CS）**をご提出ください。 * 年次集計にあたっては、**貴社の会計年度**にあわせて集計してください。 |
|  | ＜事業計画のバックデータについて＞   * PL及びCSに記載の金額については、フォーマットに直接数値を入力するのではなく、**算定の裏付けとなる諸元や計算過程のわかるバックデータと連携をとった金額**を記載し、あわせて**バックデータも提出（形式は自由、同じエクセルファイルの別シート推奨）**してください。 |
|  | ＜事業計画に関する留意事項について＞   * 事業計画の策定にあたっては、**様式第１の３の２（第３条の５関係）「１．小売電気事業者に係るリスク管理の取組」**又は**様式第31の９の２（第45条の７関係）「１．小売供給を行う事業者に係るリスク管理の取組」**に記載した各事項及び他の小売電気事業者との競争等を考慮して、記載してください。 * 事業計画の提出にあたっては、**事業開始後3年間の事業計画（記載例）**をご活用ください。なお、PL及びCSの各項目は例示的に列挙したものですので、貴社の実態に応じて必要な項目を追加してください。 * 貴社内で同様の計画が策定されている場合は、当該計画を代用することも可能です。 |
|  | ＜PLの記載方法について＞   * **PLの金額については、消費税抜き**で記載してください。 * PLに、｢算定根拠について｣の記載欄がありますので、**売上高の根拠**（料金メニューや対象需要家等、燃料費調整制度や市場連動項の有無等）、**調達コストの根拠**（料金の算定方法、調達先や卸契約条件等）、**託送料金の根拠**、**容量拠出金の根拠**、**販売費及び一般管理費の根拠**、**人件費の根拠**及び**その他の費用の根拠**を記載してください。 |
|  | ＜CSの記載方法について＞   * **CSの金額については、人件費等の一部の費用を除いて消費税込み**で記載してください。 * CSに、「算定根拠について」の記載欄がありますので、営業活動によるCFについては**PLの費用・収益の計上時期とCSの出金・入金時期のタイムラグの説明**を、財務活動によるCF及び投資活動によるCFについては主な内容を記載してください。 |